

80 私立学校長の職務管掌に関する件に付東京府知事照会

〔昭和十八年三月〕

未教発第一六七号

昭和十八年三月四日

(注記1)

文部大臣橋田邦彦殿

東京府知事 松村光磨

印

割印

私立学校長ノ職務管掌ニ関スル件 (注記2)

標記ノ件ニ関シ疑義相生シ候条左記事項御指示相煩度此段及照会候也

記

(下) (札)

(注記3)

私立学校ノ校長若ハ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者(加筆)欠シ且ツ之ガ補充困難ナル事情存スル場合ハ私立学校令第九条ニ依リ地方長官ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得ルヤ (注記4)

本照会ニ対シテハ審査委員会ニ於テハ東京府ノ見解通りニ大体差支ナキコト、致シ次官ノ裁決ノ結果正式回答ハ差控ヘルモ東京府(知事ノ独断)ニ於テ(抹消)施行シタ(加筆)ル場合ニ於テハ文部省ハ之ヲ点認スルコトトナレリ

昭和十八年三月

私立学校長ノ職務管掌ニ関スル件

私立学校ノ校長若ハ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者欠缺シ且ツ之ガ補充困難ナル事情存スル場合ハ私立学校令第九条ニ依リ地方長官ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得ルヤ

私立学校令(抄)

第一条 私立学校ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外地方長官ノ監督ニ属ス

第二条 私立学校ノ設立廃止及設立者ノ変更ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

第三条 私立学校ニ於テハ校長若ハ学校ヲ代表シ校務ヲ管掌スル者ヲ定メ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

本令中校長ニ関スル規定ハ之ヲ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者ニ適用ス

第七条 私立学校ノ校長又ハ教員ニシテ不適當ナリト認メタルトキハ監督官庁ハ之カ解職ヲ命シ又ハ其ノ与ヘタル認可ヲ取消スコトヲ得

第九条 私立学校ノ設備授業及其ノ他ノ事項ニシテ教育上有害ナリト認メタルトキハ監督官庁ハ之カ変更ヲ命スルコトヲ得

第十条 左ノ場合ニ於テハ監督官庁ハ私立学校ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得

一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗ヲ壊乱スルノ虞アルトキ

三 六箇月以上規定ノ授業ヲ為サ、ルトキ

四 法令ノ規定ニ依リ監督官庁ノ為セル命令ニ違反シタルト
キ

第十二条 第十条ニ依ル処分ニ対シテハ訴願法ニ依リ訴願スル
コトヲ得

第十四条 第三条又ハ第五条ノ認可ヲ得スシテ私立学校ノ校長
又ハ教員タル者及第七条ノ規定ニ依リ解職ヲ命セラレ又ハ認
可ヲ取消サレタル後尚私立学校ノ校長又ハ教員タル者ハ五十
円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
情ヲ知リテ之ヲ使用シタル者亦同シ

(注記1)

「文部省 昭18・3・11 地文3」

(注記2)

「記録掛 24・6・21 受領」

(注記3)

〔抹消〕(加筆・抹消)(加筆)
「十九」(七) 「六」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「本件ニ付テハ正式回答セズ」(教原)

(下札)

「種別 十一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 東京府知事照会 私
立学校長の職務管掌に関する件、 / 番号 / 結了年月日 昭十八
三、 / 保存年限 / 枚数」

〔天12、昭16 盲学校令、聾啞学校令及其解釈・大12、昭
15 私立学校令及其解釈・大12、昭18 私立学校令施行
細則(府県令)〕 文部省 34.32-5.2401